

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例案要綱

担当課 総務部人事課

項 目	記 載 欄
案の内容	平成20年9月8日において知事であった者には、同日を含む任期に係る退職手当を支給しないこととする。
改正理由	知事の退職手当の支給に係る全国状況及び本県の財政状況等を総合的に勘案し、知事の退職手当を支給しないこととする必要がある。
案と予算措置との関係	なし
備 考	

知事等及び職員の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

知事等及び職員の給与の特例に関する条例（平成十五年岡山県条例第六十号）の一部を次のように改正する。

第一条に次の一項を加える。

- 3 平成二十年九月八日において知事であった者には、特別職の職員等の退職手当に関する条例（昭和五十五年岡山県条例第十三号）第二条第一項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

改正理由

知事の退職手当の支給に係る全国状況及び本県の財政状況等を総合的に勘案し、知事の退職手当を支給しないこととする必要がある。

知事等及び職員の給与の特例に関する条例新旧対照表

新	旧
<p>(知事の給与の特例)</p> <p>第一条 1・2略</p> <p>3 平成二十年九月八日において知事であつた者には、特別職の職員等の退職手当に関する条例(昭和五十五年岡山県条例第十三号)第二条第一項の規定にかかわらず、同日を含む任期に係る退職手当は、支給しない。</p>	<p>(知事の給与の特例)</p> <p>第一条 1・2略</p>